

近鉄針中野駅周辺環境美化推進協議会規約

制 定 令和7年3月24日

(名称)

第1条 本協議会は、「近鉄針中野駅周辺環境美化推進協議会」と称する。

(趣旨)

第2条 本協議会は、近鉄南大阪線針中野駅周辺における放置自転車対策を地域住民、関係事業者及び行政機関等が一体となって行い、もって地域の環境美化を推進するため、各々の取組みについての情報を交換し、共有するものとする。

(会員)

第3条 本協議会の会員（以下「会員」という。）は、別表のとおりとする。

(代表)

第4条 本協議会に代表を置き、大阪市東住吉区役所の課長職にある者をもって充てる。

2 代表は、本協議会を代表し、その業務を総理する。

(会議)

第5条 本協議会の会議（以下「会議」という。）は、会員をもって構成する。

2 会議は、代表が必要と認めたとき又は会員から招集の請求があったときに開催する。

3 会議の議長は、代表が務める。

4 代表が必要と認めるときは、会員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 本協議会の事務を処理するため、大阪市東住吉区役所区民企画課に事務局を置く。

(規約の変更)

第7条 この規約は、会員の過半数の承認を得なければ、変更することができない。

(委任)

第8条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に必要な事項は、代表が別に定める。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

東田辺連合振興町会
鷹合連合振興町会
湯里連合振興町会
南百済連合振興町会
駒川商店街振興組合
近畿日本鉄道株式会社 大阪阿部野橋駅
株式会社三井住友銀行 駒川町支店
大阪サイカパーキング株式会社
大阪府警察本部 東住吉警察署
大阪市消防局 東住吉消防署
大阪市建設局 総務部管理課
大阪市建設局 平野工営所
大阪市東住吉区役所 区民企画課